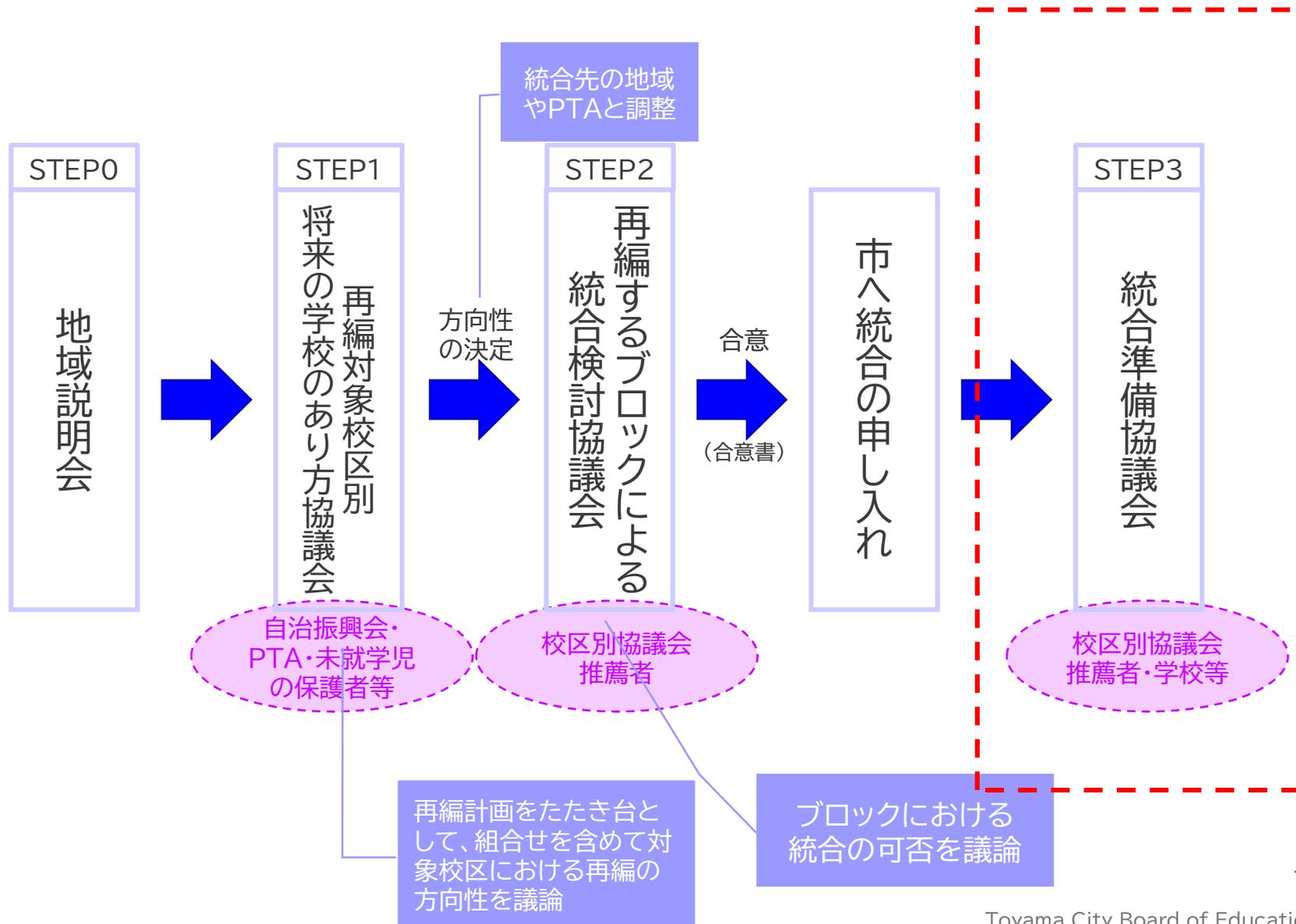


STEP3 統合準備協議会について

地域協議の流れ



STEP3 統合準備協議会の目的と進め方

STEP3 統合準備協議会は、統合の合意形成がされた後に、円滑な統合を進めることを目的として、次のことに取り組めます。

- 1 統合までに決める必要がある事項を協議・調整します。
- 2 本協議会には、学校関係者が参加します。
- 3 まずは、話し合う項目を明らかにしたうえで、「協議会で調整すること」、「PTA間で調整すること」、「学校間で調整すること」に区別します。
- 4 PTAや学校間で調整することについては、各団体・機関で意見集約などを行ったのち、協議・調整結果について協議会に報告を行います。また、協議会で調整することについては、協議会で合意形成を行います。

会則・メンバーの決定
話し合う内容の確認

各団体・機関で
意見集約・すり合わせ

協議会で合意形成
協議会に報告

STEP3 統合準備協議会の具体的な進め方

会則・メンバーの決定
話し合う内容の確認

各団体・機関で
意見集約・すり合わせ

協議会で合意形成
協議会に報告

- 第1回協議会は、会則やメンバー、予算などを決めて、正式に協議会を設立します。
- メンバーは、統合検討協議会からの推薦者と学校関係者の10名程度で構成します。
- 協議会や各団体で協議・調整する内容について確認します。
- 各内容を、あらかじめいつ頃までに意見集約するか決めておきます。
- 協議会・各団体で話し合いを進め、意見集約・合意形成します。
- これまでの例では、通学路やバス、統合先学校の見学は協議会で、体操服や名札、細かな学用品は学校・PTA間で、学校行事は学校間で、PTA組織についてはPTA間で協議しています。
- 必要に応じて、市長部局(健全育成・交通担当課など)が説明にまいります。
- 協議会で決めなければいけないことは協議会に諮り、各団体で合意形成が可能な内容であれば、協議会へ報告する方式を取ります。
- 子どもたちの交流事業については学校から報告します。

令和8年4月の統合に向けて、地域・保護者・学校・市教委が一体となり話し合いを進めます。